

芸 総 計 第 00039 号
平成 21 年 10 月 28 日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

独立行政法人 日本芸術文化振興会
理 事 長 茂 木 賢 三



平成 21 年度第 1 次補正予算「文化振興のための基盤整備
事業」にかかる交付辞退の要請について（回答）

標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

平成 21 年 10 月 27 日付 21 庁文第 50 号で要請がありました交付の辞退について、当該要請額である「文化振興のための基盤整備事業」のうちの 2,151,849,000 円については、要請に応じ辞退いたします。

なお、今回、交付辞退により執行を停止することとなる国立劇場等整備工事及び新国立劇場整備工事に係る施設及び舞台機構等につきましては、更新すべき年限を超えるなどにより経年劣化が著しく、故障等による公演の中断又は中止等公演事業に多大な支障をきたす恐れがあるもので、緊急性が非常に高く、また、出演者、舞台関係者及び観客の安全確保のために早急な整備の実施が必要でありますので、今後の概算要求等においてできる限り速やかに必要な財源の措置が図られますよう格別の御配慮方よろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 5 月 26 日

文部科学大臣

川端 達夫 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 茂木賢三郎



要 望 書（人件費改革の取組みに関するお願い）

1. 人件費改革についての取組みの状況

独立行政法人日本芸術文化振興会は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費については、平成22年度において平成17年度の人件費に比較して5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組みを平成23年度まで継続することとしております。

具体的には、人事院勧告の影響を考慮した上で削減目標を設定し、組織改正を行ってより効率的な人員配置に努めるとともに、高齢者採用や業務の外部委託を推進して費用の縮減を図ってきております。

2. 人材確保の必要性

しかしながら、自主公演の企画制作、養成事業、調査研究事業など、国立劇場、新国立劇場、芸術文化振興基金等の業務を確実に遂行するためには、芸術文化に関する知識や経験を有する人材を職員として確保し育成することが不可欠であります。

当振興会は、一定の新規採用を行うことで退職者による人員の減少を補い、組織の新陳代謝を計画的に進め、職員の能力向上を図りつつ、職員の年齢構成が適正となるように人事管理を行うとともに、人件費の縮減を図ってきました。また、このような努力を続けるなかで、平成21年度からの文化庁文化芸術振興

費補助金の移管に伴い増大する助成業務に対応するために必要な人員を確保しております。

3. 極めて厳しい状況となっていること

当振興会に課せられている人件費改革の状況にかんがみ、今年度の6月期賞与については今回限りの例外的な措置として国と比較して0.05ヶ月分の引下げを予定したところであります。当振興会としては、引き続き人件費抑制の方策を検討していく考えであります。現状において既に極めて厳しい状況であり、今後、当振興会の業務の水準を維持し使命を達成するには、これ以上の縮減は非常に困難な事態となっております。

4. 人件費について特段のご配慮のお願い

運営費交付金の計画的な削減や人件費改革は、すべての独立行政法人に対し一律に課せられていることは十分承知しておりますが、芸術文化の振興については、芸術文化の特性を十分に配慮し、短期的な経済的合理性や効率性の観点のみならず、長期的視点に立って安定的、継続的な業務遂行が必要であることは言うまでもなく、つきましては、当振興会の人件費の状況をお察しいただき、我が国の芸術文化活動に携わる人材を確保するため、特段のご配慮をいただきたく、このことを要望いたします。

総人件費改革について

(単位:千円)

執行見込額(A分類) **2,325,810**

超勤前年同額 134,000
 6月賞与 1.92ヶ月
 12月賞与 2.17ヶ月
 賞与年間 4.09ヶ月

削減額 **△ 32,409**

超勤予算の縮減 △ 20,000
 6月賞与 0.05ヶ月引下げ △ 12,397

執行見込額(A分類) **2,293,401 (A)**

超勤前年額-2000万円 114,000
 6月賞与 1.92ヶ月 (△0.05ヶ月)
 12月賞与 2.17ヶ月
 賞与年間 4.09ヶ月 (△0.05ヶ月)

22年度の達成目標 **2,309,639 (B)**

平成17年度の決算額2,431,199 × △5%

B-A **16,238**

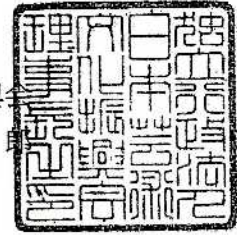
ただし、「人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く」とされており、目標値を補正するにあたっては、国と同様の考え方によることは、芸文振の実態(地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高いなど)にあわない



芸総計 第00017号
平成 22年 8月 2日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 茂 木 賢 三



平成 23 年度概算要求について(要望書)

独立行政法人日本芸術文化振興会は、広く我が国の芸術文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、現代の舞台芸術の振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としております。このような使命を達成するため、国立劇場、新国立劇場及び芸術文化振興基金等を我が国の文化政策の重要な拠点として運営し、芸術文化活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究、資料収集・利用、劇場施設の貸与等の業務を推進しております。

しかしながら、平成 22 年度の予算編成にあたっては、昨年 11 月に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」の影響もあり、助成事業に関する文化庁からの文化芸術振興費補助金が 7 億 27 百万円、新国立劇場運営委託費が 1 億円削減され、また、補正予算で認められた施設整備費補助金については、一旦辞退した上で再要求した 11 事業の 21 億 50 百万円が大幅に減額査定されました。

当法人は平成 15 年 10 月の独立行政法人への移行から、現在 2 期目の中期計画を実施しておりますが、人件費等の一般管理費、施設整備維持管理費及び調査養成事業費等に充てる運営費交付金は、毎年、効率化達成のための計画的な削減が行われており、前述の諸事業を着実に進めるためには、もはや限界に達していると言っても過言ではありません。公演の実施を一例にとりましても、その調査・企画・制作を行う専門能力を有する職員を育成・確保することが重要であります。総人件費改革の厳しい要求の中、職員給与や員数の抑制はほとんど限度に達しており、振興会の使命達成に深刻な影響を与えております。

つきましては、当法人の直面している状況をご賢察の上、以下の運営費交付金、施設整備費補助金及び文化芸術振興費補助金等に係る平成 23 年度予算を十分に確保下さいますようお願い申し上げます。

【平成 23 年度概算要求額】

日本芸術文化振興会要求額	188 億 31 百万円
運営費交付金	104 億 88 百万円
施設整備費補助金	31 億 65 百万円
文化芸術振興費補助金	51 億 78 百万円
(21 年と同額要望、22 年度は 44 億 94 百万円)	

なお、平成 23 年度予算の概算要求基準においては、各省庁一律に 10%の削減を行い、政策コンテストを実施した上で編成することとありますが、当法人の諸事業は、これまで述べたとおり、長期的な展望に立って、我が国の芸術文化の普及振興を図るため、実施の数年前から計画的・段階的に企画・立案されているものです。予算要求が短期的な、また、一過性の政策を前提に行われるならば、芸術文化の助成、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演をはじめとする諸事業の継続的・安定的な実施は不可能となります。

国民の明日への活力を養い、心豊かな生活に寄与する芸術文化の灯を絶やすことのないよう、来年度予算につきましては、格別のご理解、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。